

市老連だより 10

平成 28 年 7 月 19 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

改正・社会福祉法の施行にかかる情報提供について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

7月8日(金)に厚労省が開催した、改正社会福祉法の施行に関する「都道府県・指定都市・中核市の社会福祉法人担当を対象とした全国会議」の資料が、次のとおり厚労省ホームページにアップロードされていますので、情報提供させていただきます。

この会議では、6月20日付事務連絡の内容に沿った説明がなされたようです。また、政省令や通知等が平成28年10月に公布、発出されるスケジュールが示されています(現時点での予定であり、今後変更があり得ることです)。

また、7月11日付けで福祉局総務部法人監理担当から通知された「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について」の内容と重複する部分もございますが、どうぞよろしく願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612